

農業近代化資金等の金利改定について（事務連絡）

「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の2の(3)及び「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第3の2に基づき、農業近代化資金等の金利改定について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 改定（適用）日：1月24日（木）

2. 農業近代化資金（担当：経営・災害金融G）

(1) 農業近代化資金

(改定前)

(改定後)

	基準金利 ①	貸付利率 ②		利子補給 率①－②		基準金利 ①	貸付利率 ②		利子補給 率①－②	
		一般	特利	一般	特利		一般	特利		
法第2条第2項第1号, 第2号, 第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	1.60	0.30	0.30	1.30	1.30	→	据置			
法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	1.60	0.30	0.30	1.30	1.30					
法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	1.00	0.30	0.30	0.70	0.70					

(2) 認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率

(改定前)

(改定後)

償還期限	実質負担利率	長期協会助成率	→	償還期限	実質負担利率	長期協会助成率
13年以下	0.20%	0.10%			13年以下	0.16%
13年を超え14年以下	0.22%	0.08%		13年を超え14年以下	0.18%	0.12%
14年を超え15年以下	0.30%	0.00%		14年を超え15年以下	0.21%	0.09%

注1 (1)の②の貸付利率は、「農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件」（平成14年6月21日農林水産省告示第1182号）をもって告示される。

注2 (1)の特利が適用されるものは、小土地改良資金である。（現在の金利情勢では金利差なし。）

注3 (2)の「認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率」とは、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の4の(1)に定める、助成後に認定農業者等が実際に負担する利率をいう。

注4 認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率の水準は、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付利率と同水準。

### 3. 農業経営基盤強化資金（担当：政策金融G、経営・災害金融G）

(改定前)			(改定後)	
償還期限	貸付利率		償還期限	貸付利率
13年以下	0.20%	→	13年以下	0.16%
13年を超え14年以下	0.22%		13年を超え14年以下	0.18%
14年を超え25年以下	0.30%		14年を超え15年以下	0.21%
			15年を超え16年以下	0.24%
			16年を超え25年以下	0.30%

### 4. 農業経営改善促進資金（担当：経営・災害金融G）

貸付利率 1.50% → 据置

### 5. 農業経営負担軽減支援資金（担当：経営・災害金融G）

- (1) 基準金利 1.60% → 据置
- (2) 貸付利率 0.30% → 据置
- (3) 利子補給率((1)-(2)) 1.30% → 据置

### 6. 経営体育成強化資金（担当：経営・災害金融G）

貸付利率 0.30% → 据置

### 7. 農林漁業セーフティネット資金（担当：経営・災害金融G）

貸付利率 0.20% → 0.16%

### 8. 農業信用保証保険制度（担当：農林漁業信用基金班）

保険価額に含まれる約定利息の利率の最高限度  
1.60% → 据置

(参考) 主要金利の推移

- 長期プライムレート 1.00% (29.7.11) → 据置
- 最優遇金利下限 0.20% (30.12.12) → 0.15% (31.1.10)
- 財政融資資金金利 0.30% (30.12.12) → 据置
- 短期プライムレート 1.475% (21.1.9) → 据置